

## 仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金募集要項

### 1. 募集内容

旅行者のナイトタイムにおける活動を活発化させ宿泊促進につなげるとともに、観光消費の拡大に資するナイトコンテンツ関連事業について、本市より補助金の交付を受け創出・実施を行う事業者を募集します。

### 2. 用語の定義

本要項における用語の定義は以下の通りです。

- (1) 補助事業 補助金の交付の決定を受けた事業をいいます。
- (2) ナイトタイム 概ね 18 時から翌日 6 時までの時間帯のことをいいます。
- (3) ナイトコンテンツ ナイトタイムに提供されるコンテンツをいいます。

### 3. 募集対象事業

- (1) この補助金の交付対象となる事業は、ナイトコンテンツに関連するもので、(2)～(4)の通りとします。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たすもの。
  - ① 本市から補助金又は負担金等の財政的支援を受けていないこと。
  - ② 本市が共催していないこと。
  - ③ 市内外からの誘客が見込める事業であること。
  - ④ 市内で行われること。
  - ⑤ 新規の事業であること又は過去に実施したことのある事業のうち、磨き上げ又は拡充が行われ、更なる集客が見込まれるものであること。
  - ⑥ 交付決定から、交付決定を受けた年度の 1 月末日までに実施される事業であること。
  - ⑦ 次年度以降も事業を継続できる見込みがあること。
  - ⑧ 感染症拡大防止対策を実施していること。
- (3) その他、市長が必要であると認めるもの。
- (4) 上記(2)および(3)の規定に関わらず、内容が公序良俗に反すると認められる場合や、その他市長が適当でないとする場合は、交付対象とはしません。

### 4. 募集対象者

- (1) この補助金の交付を受けることができるものは、市内に本社、支社、事業所がある法人または団体、もしくは本市の住民基本台帳に記録されているまたは市内に施設を所有あるいは賃借し、当該施設で事業を行っている個人事業者で、次に掲げる要件を満たすものとし、
  - ① 当該者が暴力団（仙台市暴力団排除条例第 2 条第 2 号第 5 項に規定する暴力団をい

う。)または暴力団員等(同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)ではなく、暴力団等反社会的勢力との関係を有していないこと。

- ② 宗教活動や政治活動を目的とした団体または事業者等でないこと。
- ③ 当該者が個人の場合にあっては、本市の市税を滞納していないこと(個人事業主としてこの補助金を受けようとする場合にあっては、個人の本市の市税及び事業主として納付すべき本市の市税を滞納していないこと)。
- ④ 当該者が個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行っていること及び本市の市税を滞納していないこと。

(2) この補助金の交付を受けようとする者に納期限を過ぎても納付されない市税があった場合において、近い将来において確実に未納額を納付する計画書の提出が確認できたときは、当該者は上記③及び④の要件を満たすものとみなします。

#### 5. 補助金の交付

- (1) 以下の通り、対象事業に要する経費を補助金として交付します。なお、経費の種目に関わらず、交付決定から令和6年1月31日までに支払が完了したものを対象とします。
- (2) 補助金の交付申請にあたっては、対象経費に消費税法の規定による消費税額及び地方税法の規定による地方消費税を含まずに算出してください。ただし、申請時において消費税等が不明なものについては税込額で申請し、事業終了までに消費税等の金額を確定して報告を行ってください。

補助対象経費	補助率(補助金の額)
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 需用費(印刷物、看板、消耗品等)</li><li>・ 役務費(郵送料等)</li><li>・ 使用料及び賃借料(会場使用料、備品賃借料、冷暖房等使用料等)</li><li>・ 備品購入費(機械器具購入費等)</li><li>・ 委託料(アドバイザー派遣、コンテンツの企画、地図のデザイン等)</li><li>・ その他市長が事業実施に必要と認める経費</li></ul>	補助対象事業経費の 1/2以内(上限額:100万円)

(3) 以下の経費については、補助対象外とします

- ① 対象事業に直接関係のない経費
- ② 交付決定前に発生した経費
- ③ 対象事業を行う者における経常的な経費(運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金仲介手数料、光熱水費、通信料等)
- ④ 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ⑤ 対象事業における資金調達に必要となった利子等

## 6. 募集から補助対象事業決定の流れ

令和5年6月6日(火)	募集受付開始
令和5年6月23日(金)	募集締め切り
令和5年6月29日(木)	審査会実施
令和5年6月30日(金)	交付決定通知

## 7. 申請手続き

### (1) 提出書類

- ① 仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金事業計画書(様式第2号)
- ③ 事業の内容が判る企画書等の書類  
※提出段階で確定していない事項は(予定)と付記してください。  
※事業実施がイメージできる写真・イラスト等を添付してください。
- ④ 定款またはこれに準ずる書類(法人・団体の場合)
- ⑤ 登記事項証明書の写し(法人の場合・法務局で発行してから3カ月以内のもの)
- ⑥ 納税証明書(申請書の「同意」にマルをつけている場合は不要)

### (2) 提出先

〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市 文化観光局 観光交流部 観光課 宛

TEL 022-214-8032

### (3) 受付期間

令和5年6月6日(火)から令和5年6月23日(金)までに郵送または持参でご提出ください。なお、提出書類が整わない場合は、審査の対象外となりますのでご注意ください(持参の場合、土・日・休日を除く9時から17時まで。郵送の場合は締め切り日必着)。

## 8. 審査

- (1) 受付期間中に応募のあった事業について、本市にて審査を行います。「(2) 審査の観点」に基づいて、総合的に評価、審査し、補助を決定します。
- (2) 審査の観点
  - ① 実現性(事業計画・運営体制・スケジュール)
  - ② 継続性(運営費の拠出方法・実施日程・次年度以降の取り組み)
  - ③ 独自性・新規性(従前から実施している事業の継続や焼き直しではなく、独自のアイ

デアや新規の工夫・視点が織り込まれ、磨き上げがなされた事業かどうか。)

- ④ ナイトタイムの消費につながる仕組みとなっているか（事業が、旅行者による夜間もしくは早朝の消費拡大や宿泊促進につながる仕組みを有しているか。
- ⑤ 仙台市ならではのナイトコンテンツとなっているか（仙台市の地域資源（観光・文化・自然等）を活用した仙台市ならではのナイトコンテンツとなっているか。）

### （3）結果通知

#### ① 通知日

令和5年6月30日（予定）

具体的な通知日については、別途、本市からご連絡します。

#### ② 通知方法

申請者に対して、仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金交付決定書（様式第3号）により通知するとともに、補助対象事業については、市ホームページで公表します。

## 9 実績報告

事業が終了したときは、速やかに実績報告をお願いします。内容を精査し、適切に事業が実施されていることを確認した上で、補助金の額を確定します。実績報告が提出されない場合、補助金の支払いはできません。

### （1）提出書類

- ① 仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金事業実績報告書（様式第7号）
- ② 事業経過及び成果が判る書類  
※事業の様子が分かる写真を添付してください。
- ③ 収支決算書類  
※収支に係る証拠書類（領収書、契約書、請求書、支出明細等）の写しを添付してください。
- ④ 領収書と対応した内訳書
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

### （2）注意事項

- ① 事業の全部を委託することは禁止です。なお、事業の一部を委託する場合、申請者が責任を持って、収支を含む事業の細部にわたるまで管理すること。
- ② 内訳書に記載した経費と、領収書の金額が一致するように注意すること。
- ③ 領収書は、経費内訳の確認ができる請求書などとあわせて提出すること。なお、収支決算の記載順に並べて提出すること。
- ④ 領収書は、必ず「宛名（申請者名）」及び「ただし書」が記載されたものを提出すること。

- ⑤ 出演料や日当、謝金等で個人に支払う経費についても領収書を添付すること。
- ⑥ 期限内にすべての領収書の提出が難しい場合又は領収書が発行されない場合は、請求書など支払い内容が分かる書類と支出明細（請求書の宛名と支払内容が分かる書類）と支出明細（請求書の宛名と支払者が同一であること）の一式を提出すること。
- ⑦ 収支予算に対する収支決算を記載すること。予算立てをしていない支出が生じた場合は、収支予算に対する収支決算を記載すること。予算立てをしていない支出が生じた場合は、補助金交付要綱「別表 補助対象経費」と照らし合わせて、該当する支出項目であることを確認の上、該当する支出項目で記載すること。
- ⑧ 領収書のない又は記載内容に不備のある経費は、補助対象経費から除外し、再計算すること。
- ⑨ 経費に対してポイントを利用した支払いを行った場合、当該ポイント分を補助対象経費から除外すること。

### (3) 提出先

〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

仙台市 文化観光局 観光交流部 観光課 宛

TEL 022-214-8032

## 1 0 補助金の支払い

原則として、精算払いとします。仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金確定通知書（様式第 8 号）が届き次第、仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金交付請求書（様式第 9 号）を提出してください。仙台市ナイトコンテンツ創出事業補助金交付請求書（様式第 9 号）に基づき、補助金をお支払いします。

<提出先>

〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

仙台市 文化観光局 観光交流部 観光課 宛

TEL 022-214-8032

## 1 1 事業の実施及び事務手続きに当たっての留意点

- (1) 事業の実施及び事務手続きに当たり、関係法令、補助金交付要綱及び募集要項等の規定を遵守してください。  
※著作権等の対応については、関係法令等の規定に従ってください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の状況等により、本市より自粛又は延期などを要請することがあります。
- (3) 補助金の交付決定に当たり、本市から意見および要望等を付す場合があります。その場

合、実績報告時に当該意見及び要望等に対する報告等を行う必要があります。

※意見や要望等を付した場合、本市から内容及びその後の対応等について、お知らせします。

- (4) 事業の実施状況の確認または評価のため、本市が進捗状況の報告を求めたり、調査を行うことがあります。
- (5) 本制度の広報活動やプロモーション支援のため、写真の提供や報告等を求めることがあります。
- (6) 実績報告に当たっては、来場者数等について、ご報告していただく必要がありますので、数値の把握をお願いします。
- (7) 事業の実施に当たり、事故等が生じた場合には、速やかに本市に報告してください。  
また、申請時の連絡先に変更が生じた場合においても、速やかに本市に報告をお願いします。
- (8) 補助金の交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等について、補助金の交付を受けた年度終了後、10年間保存してください。
- (9) 本制度の補助金により取得し、若しくは効用の増加した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (10) 補助事業が終了した次年度以降、本市から継続状況等についてヒアリングする場合がありますので、ご協力をお願いします。

## 1 2 問い合わせ

仙台市 文化観光局 観光交流部 観光課

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

TEL 022-214-8032

FAX 022-214-8316

Mail kei008020@city.sendai.jp